

三条市ユニバーサルデザイン施設利用懇話会設置要領

平成19年5月7日制定

(設置等)

第1条 この要領は、市が所有し、又は管理する施設の新設、増築、改築等（以下「施設の新設等」という。）に当たり、障がい者、高齢者等を始めとするすべての市民の利用に配慮したユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備を推進するため、三条市ユニバーサルデザイン施設利用懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 市長は、施設の新設等に当たり、ユニバーサルデザインを推進するため、懇話会から意見を聴取することができる。

(組織)

第2条 懇話会の委員の定員は14人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 障がい者、高齢者等
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者

2 市長は、施設の新設等に当たり、前項各号に掲げる者のほか、当該施設を利用することとなる者の意見を聴取する必要があると認めるときは、その者を委員として加え、懇話会を組織することができる。この場合において、懇話会は、前項に定める委員の定員を超えて、組織することができる。

(会議)

第3条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、市民部地域経営課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。